



解雇通知1枚で三千万円の支払い!!!



元幕内力士蒼国来が日本相撲協会に解雇の無効を求める裁判を起こし、平成25年3月に解雇の無効を認める東京地方裁判所の判決が出ました。

解雇の無効の判決が出るとどうなるかというと…。普通の会社では一回でつぶれてしまうほどの金額を支払うこととなります。(以下の事実関係は報道やネット上の情報によりますので事実関係が少し異なるかもしれませんがご了承下さい。)

- ・蒼国来の解雇前の月給 120万9000円(幕内力士の月給)
- ・解雇から判決までの月数 約2年(24ヶ月)
- ・解雇無効の判決により認められる額 $120万9000円 \times 24ヶ月 = 2901万6000万円$
- ・蒼国来が幕内力士にあることの確認も併せて裁判所でなされて、角界に復帰する。

解雇通知1枚で3000万円を相撲協会は支払うことになりました。普通の会社では1回でつぶれてしまう金額です。(現時点では判決未確定です。)

ここまで金額が極端な事例は少ないかもしれませんが、解雇をするということは常に危険と隣り合わせです。解雇後の2年分の給与を働いてもいない従業員に支払い、かつ、その従業員が職場に2年後に復帰するという結果になるのです。

解雇できる場合というのは経営者の皆様が考えているよりも極めて限られた場合です。

従業員の横領や、従業員の長期間の無断欠勤の場合には、比較的簡単に解雇が有効と認められることが多いです。

他方、従業員の能力不足や、証拠はないけれど会社にとって望ましくない行為をしている可能性がある、業績が悪化しているので従業員を減らしたい、というような場合には、解雇が無効となってしまうことがあります。

解雇は原則しない、解雇をする場合には専門家に相談してからする、ということを徹底しましょう。解雇通知1枚で会社経営がめっちゃくちゃになってしまうことだけは避けたいものです。(なお、既に解雇をして争いとなっている場合には、なるべく早くトラブルを話し合いで終わらせる必要があります。)(文責 大澤一郎)

お問い合わせ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談

平成25年2月28日に、毎年恒例の、ホームページ用の写真撮影会を行いました。

・大澤の遍歴

2008年の写真と2013年の写真を比べると、「やっぱり変わったな～」と思います。貴禄が付いたと評価してくれればよいのですが……。左が2008年で右が2013年です。毎日鏡で見ていると変化に気付かないものですが、実際に写真を比べると結構変わっています。



・ホームページにはアップできない写真

写真の中には、「ちょっとこれはホームページでは使えないな～」という写真も結構あります。例えば弁護士8人全員がそろった以下のような感じの写真です。さすがにガッツポーズはちょっと……。ただ、カメラマンさんは、「この写真はすごくいい」と褒めてくれました。



・2013年一押しの写真

2013年写真撮影のお勧め写真は当事務所勤務弁護士の川崎の写真です。川崎は交通事故の案件を多く取り扱っています。交通事故の場合、人体模型を利用したり、関節の動く角度(可動域)を計ったりする必要があります。レントゲンなどの画像を専門的な機械で見ることがあります。



カメラマンさんには毎年よくしていただいでいて、とてもよい写真をとっていただいでいます。(なお、当事務所をお願いしているカメラマンさんは法律事務所を始め、たくさんの専門資格職の写真を撮影している本当のプロのカメラマンさんです。)

今年とった写真は近いうちに当事務所HPにもアップしようと思っています。(文責 大澤一郎)

お問合せ 弁護士法人よつば総合法律事務所

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>
 〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)
 受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談